

枚方市公園駐車場管理事業者募集要項

令和8年(2026年)2月
枚方市 土木部 公園みどり課

1 募集の概要

本市は、東部公園及び香里ヶ丘中央公園の駐車場(以下「対象駐車場」という。)を有料駐車場として活用し、適正な管理及び利用を促進するため、都市公園法第5条第1項の規定により、公園施設設置許可(以下「設置許可」という。)を受け、対象駐車場を整備・管理運営する事業者(以下「事業者」という。)を募集する。

2 対象駐車場の概要等

(1) 東部公園 ((1) 東部公園対象駐車場 詳細図 参照)

① 所在地: 枚方市尊延寺 2987 番 1

② 名称: 第1～3駐車場他

③ 面積: 3,808.1 m²

[内訳]

●設置許可の範囲: 1,224.0 m²

(対象駐車場として使用する区域。駐車スペース)

●管理区域: 2,584.1 m²

(対象駐車場に付帯するものとして、表面管理・駐車対策を要する区域)

④ 駐車台数: 90 台

⑤ 開場時間: 9時から18時(通年)

(但し、野球場の利用がある際は、7時から22時までとする。)

(対象駐車場にゲート等を設置する場合は、開場時間以外でも、車両が通過できるようにすること。)

(2) 香里ヶ丘中央公園 ((2) 香里ヶ丘中央公園対象駐車場 詳細図 参照)

① 所在地: 枚方市香里ヶ丘4丁目

② 名称: 運動広場専用駐車場

③ 面積: 682.8 m²

[内訳]

●設置許可の範囲: 213.0 m²

(対象駐車場として使用する区域。駐車スペース)

●管理区域: 469.8 m²

(対象駐車場に付帯するものとして、表面管理・駐車対策を要する区域)

④ 駐車台数: 17 台

⑤ 開場時間: 24時間(通年)

3 事業者の選定

(1) 選定方法

応募者の内、最高金額の年間設置許可使用料を提案した者を事業者に選定する。ただし、本市が設定する最低額 2,874,000 円（年額）以上の金額であること。なお、同額の最高金額の提案が 2 者以上ある場合は、くじにより選定する。

(2) 選定結果

選定結果については、決定された者に令和 8 年 3 月 27 日（金）付けで決定を通知するとともに、市ホームページで公表する予定。

同額の最高金額の提案が 2 者以上ある場合は、令和 8 年 3 月 25 日（水）14 時に開催を予定している予定事業者抽選会にて「くじ」で決定する。対象者には、令和 8 年 3 月 23 日（月）応募締切後に連絡する。

(3) 失格要件

次の要件に該当すると認められた場合は、失格とする。

- ① 提出書類の内容が、本募集要項の示す要件を満たしていない場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- ③ その他、不正行為があった場合。

4 応募資格要件

(1) 基本要件

過去 5 年以上駐車場の管理運営業務の実績があり、かつ、過去 3 年以内に官公庁の駐車場運営の実績を有する者であること。

(2) 資格制限

次の要件をすべて満たす者に限る。

- ① 国税及び枚方市における地方税の未納がないこと。
- ② 法人であること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等でないこと。
- ④ 駐車場法（平成 29 年法律第 26 号）の規定に違反し、または駐車場法に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、または指示、命令等の履行を終えた日から 3 年を経過しない者でないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること（同令第 167 条の第 1 項において準用する場合も含む）。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更制手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていないものであること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続き開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、更生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- ⑦ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条

による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- ⑧ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 管理運営の条件等

(1) 管理運営の条件

① 事業者の施設使用形態

事業者は、設置許可を受けた部分を対象駐車場として使用するものとする。

② 設置許可の期間

設置許可の期間は、機器等の整備（工事着工）から令和 15 年 3 月 31 日までとする。但し、この期間には、期間満了等に伴う原状回復期間を含むものとする。

③ 期間満了時等の対応

事業者は、設置許可の期間が満了するとき、または「12 設置許可の取消しと辞退」の規定により、設置許可の取消しが行われた場合や事業者が設置許可を辞退した場合は、対象駐車場を現状または本市が指示する状態に回復して返還すること。また、速やかに新たな事業者との業務引き継ぎを行うこと。

④ 公園の指定管理業務

東部公園及び香里ヶ丘中央公園は公園の指定管理業務の範囲内に含まれている。令和 10 年 4 月以降の次期公園の指定管理業務において、開場時間が変更となることもあるため、駐車場の管理運営も開場時間に合わせ柔軟に対応を行うこと。

⑤ 利用料金の徴収・周知期間

対象駐車場の利用料金は「8 駐車場の料金体系」に基づいて、事業者が徴収するものとする。また、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までを有料化に向けた市民周知期間とし、対象駐車場を有料化する旨の看板を対象駐車場の入口付近に設置すること。

⑥ その他の費用

対象駐車場の管理運営に伴う電気料金は、事業者自らが設置する子メーターにより請求時点の関西電力の料金算定方法により計算した額を、本市の請求に基づき負担すること。なお、事業者が行う対象駐車場の整備工事に係る費用（「6 駐車場の整備」参照）は事業者が負担すること。

⑦ 機器等の整備に伴う公園占用許可・設置許可

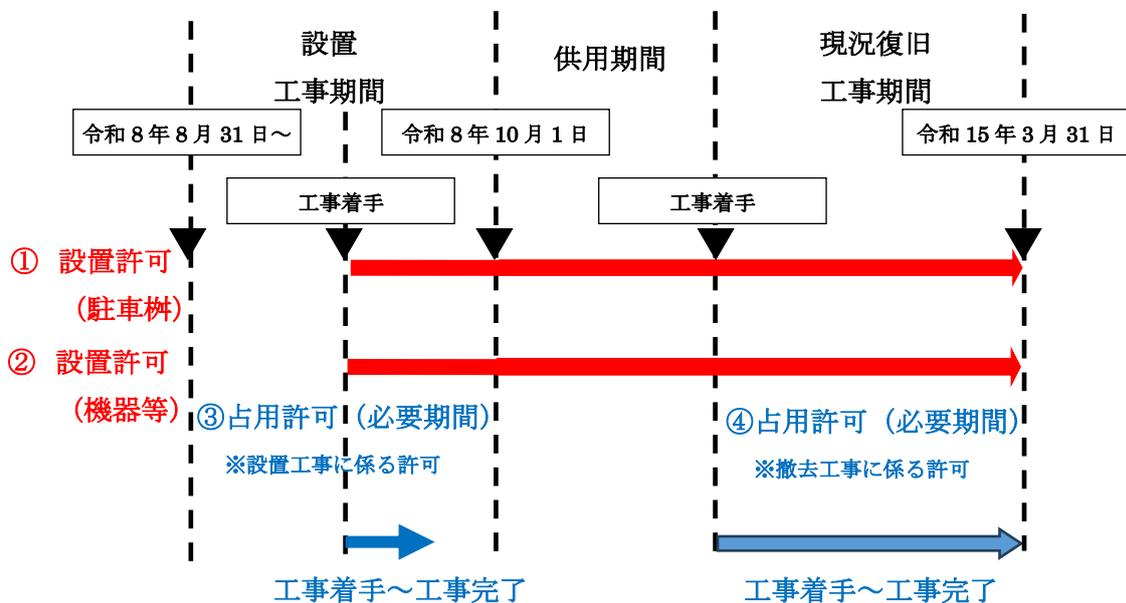
対象駐車場の管理運営のためにゲートや清算機器など（以下「機器等」という。）を設置許可区域以外に設置する際は、別途、機器等の設置許可及び機器等の整

備工事に伴う公園占用許可（以下「占用許可」という。）が必要となる。そのため、整備する機器等の占用面積が確定した際は、公園施設設置許可申請書を提出し、企画提案書（様式④）の設置許可使用料とは別に機器等の整備（工事着工）から令和15年3月31日までの使用料として2,000円/㎡・年を納付すること。

整備工事のための占用面積が確定した際は、機器等の整備（工事着工）から令和8年9月30日及び機器等の撤去（工事着工）から令和15年3月31日までの間を工事占用期間として、占用許可申請書を提出すること。公園占用料は1,100円/㎡・月とする。

また、機器等に係る申請・許可・使用料納付時期等の詳細な事項については、別途、本市と協議すること。

機器等の整備は、令和8年8月31日から令和8年9月30日までの間に行うこと。



⑧ 各種届出

対象駐車場の運営を実施するにあたって必要な各種手続きは事業者が行い、その費用も事業者が負担すること。

⑨ 設置許可の期間満了時の業務の引継ぎ

設置許可の期間満了後、対象駐車場を原状回復し、本市に返還するものとする。また、対象駐車場は、令和15年4月以降から公園の指定管理業務に含める予定となっているので、指定管理業務に含めた際には、対象駐車場の管理運営に支障がないよう業務の引継ぎを行うこと。

(2) 使用上の制限

① 事業者は、設置許可に基づく権利の全部または一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入もしくは担保に供し、または営業の委託もしくは名義貸しをしてはならない。ただし、あらかじめ本市に書面で申し入れ承諾を得た場合はこの限りではない。

- ② 事業者は、対象駐車場の用地（以下「対象用地」という。）の使用にあたり、対象用地の形質を変更してはならない。ただし、あらかじめ本市に書面で申し入れ承諾を得た場合はこの限りではない。
- ③ 事業者は、対象用地及び事業者が設置した機器等を対象駐車場以外の用途に使用してはならない。
- ④ 事業者は、対象用地に「6 駐車場の整備」で指示する機器等以外の建物や自動販売機を設置してはならない。

(3) 利用不可条件

次に掲げる対象駐車場の利用は、承認しない。

- ① 月極契約
- ② 店舗提携
- ③ 定期券等の販売
- ④ カーシェアリング
- ⑤ その他、公平な公園利用を妨げるもの

(4) 事業者の義務

- ① 事業者は、善良なる管理者の注意をもって対象用地を使用すること。
- ② 事業者は、対象駐車場の管理運営の一切について責任を負うこと。
但し、当該公園の指定管理者が実施する維持管理業務の範囲（清掃）を除く。
- ③ 事業者は、本市が別途通知する対象用地の管理上必要な事項を遵守すること。
- ④ 事業者は、対象駐車場の整備及び管理運営に当たっては、近隣住民の迷惑にならないよう十分に配慮するとともに、求めがあった場合は必要な説明を行うこと。
- ⑤ 事業者は、対象駐車場の管理運営にあたり、本市、または、第三者に損害を与えた場合は、すべて事業者の責任において、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市が負担する。

(5) その他

- ① 本募集要項に記載のない項目については、本市と事業者の協議により決定します。

6 駐車場の整備

(1) 対象駐車場の整備（2公園共通）

- ① 対象駐車場の設計・設置に係る費用は、すべて事業者が負担するものとする。
- ② 対象駐車場の設置工事の施工方法や施工期間などについては、事前に本市と協議を行うこと。
- ③ 管理機器はゲート式、フラップ式又はカメラ式とする。
- ④ 駐車券発行機、精算機には現地とコールセンターで会話ができるインターホンを付属（別付けでも可能）させ、出口の精算機には現地の映像をコールセンターで確認できるカメラを付属（別付けでも可能）させること。

- ⑤ 対象駐車場に設置する精算機は、クレジットカード、交通系 IC カードに対応できるものであることとし、必要に応じて事前精算機を設置すること。
 - ⑥ 歩行者の安全確保、安全対策を講じること。
 - ⑦ 対象駐車場の整備に当たって生じた廃棄物については、適切に処分すること。
 - ⑧ 対象駐車場の満空情報が電光表示できる装置を設置するとともに精算機の操作、料金体系の表示及び故障・問い合わせ時の緊急連絡等を表示し、高齢者や障がい者等の利用者にも配慮すること。なお、表示内容及び設置場所、設置に係る作業等については、本市と協議すること。
 - ⑨ 対象駐車場からの出庫に際し、歩行者の安全を確保するため、音声付き（音量調整が可能なものとする。）の出庫灯等の設備を設けること。
 - ⑩ 対象駐車場を整備するにあたり、整備後の利便性、安全性及び快適性に配慮した設計を行い、工事を行う際は、騒音、振動及び粉塵等の対策を適切に行い、関係法令等を遵守すること。また、整備の作業時間帯は、原則として、平日 9 時から 17 時までとすること。
 - ⑪ 区画幅や通路等の改修が必要な場合は、事業者が行うこと。なお、改修する場合は、あらかじめ本市の承諾を得ること。
 - ⑫ 「駐車場法」及び整備に係る関係法令等を遵守すること。
 - ⑬ 管理機器を設置する際は、バイク及び歩行者の通行を考慮した設計とすること。
- (2) 対象駐車場の整備（東部公園）
- ① 東部公園は大型バス駐車場があることから、管理機器を設置する際には、大型バス（全長約 12m、車幅約 2.5m、車高約 3.8m）に対応した設計とすること。
 - ② 通路に設置されている駐車柵（8 か所）は事業者が削除すること。（(1) 東部公園対象駐車場 詳細図 参照）

7 駐車場の管理運営

(1) 対象駐車場の管理運営（2公園共通）

- ① 事業者は、常にサービスの向上とともに、トラブルの未然防止対策に努めること。また、万一トラブルが発生したときの危機管理体制を確保すること。
- ② 苦情・盗難等のトラブルが発生した場合は、速やかに事業者の責任で迅速かつ丁寧に現地で対応すること。
- ③ 事故等の発生を覚知したときは、速やかに警察・消防へ通報するなど必要な措置を講じること。
- ④ 電話もしくはインターホンで対応するオペレーターは、一般常識を持ち対応マナーに優れ、管理運營業務に必要な基本的知識、技能、及び電話応対スキルを有すること。
- ⑤ 対象駐車場付近における違法駐車、放置車両や長期駐車車両への対処は、事業者の責任において行うこと。
- ⑥ 事業者が整備した機器等は、対象駐車場の利用に支障を来たさないよう保守・点検を行うこと。

- ⑦ 対象駐車場の売上金の回収、釣銭の補充及び消耗品の補充等の維持管理は、対象駐車場の利用に支障を来たさないよう事業者の責任で行うこと。また、駐車券やコイン詰まり、機器に不具合が発生したときは、24 時間 365 日現地での対応も含め迅速に対処すること。
- ⑧ 事業者は、駐車台数・売上金額の実績や管理運営状況など、必要な月次報告書を提出すること。また、必要に応じて本市との会議を開催し、会議の議事録を作成すること。
- ⑨ 事業者は関係法令及び市が定める関係条件等を遵守し、適法かつ適切な駐車場の整備、管理運営を行うこと。
- ⑩ 対象駐車場の日常清掃は、指定管理者が実施するものとし、清掃の実施にあたっては指定管理者及び事業者において事前に打合せを行い、運営等に支障が無いようにすること。

8 駐車場の料金体系

(1) 駐車料金

駐車料金については、枚方市都市公園条例（以下「条例」という。）の利用料金を上限とし、事業者において現行料金や近隣の駐車料金相場等を勘案したうえで本市と協議し、速やかに決定すること。

また、自動二輪車及び原動機付自転車の利用料金は無料とする。

条例で定める上限額

1 時間につき 300 円（ただし、利用開始時から 2 時間 30 分を超えた場合は 800 円）

※ 1 最初の 30 分までは無料とする。

※ 2 駐車場の利用時間が利用開始から 24 時間を超えた場合は、24 時間を超える部分 1 時間につき 300 円とする。

(2) 減額・免除・還付

- ① 本市が所有する公用車及び指定管理者が所有する車両の駐車料金は無料とすること。
- ② 本市が特に必要と認める車両は無料とすること。
- ③ 減額、免除については、条例第 23 条の 4 に基づき、また、還付については条例第 23 条の 5 に基づき、行うこと。

■ 条例第 23 条の 4 の市長が別に定める基準

下表の（1）から（4）に掲げる者が運転し、又は同乗する自動車を駐車する場合の取扱い

免除対象者等	
（1）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者	全額免除

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者	
(3) 大阪府療育手帳に関する規則（平成 12 年大阪府規則第 42 号）第 7 条第 2 項の規定により療育手帳の交付を受けた者	
(4) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者	

9 日程

事業者の公募手続等に係る日程は、次のとおり。

ただし、やむを得ない事情により変更することがある。各項目の詳細については「10 応募の手続等」を確認すること。

項 目	日 程
募集要項・入札参加 申込書掲載	令和 8 年 2 月 13 日（金）
現地見学会申込	令和 8 年 2 月 18 日（水）12 時まで
現地見学会	令和 8 年 2 月 20 日（金） 東部公園のみ 10 時から 12 時、13 時から 16 時（各 20 分程度）
質疑書の受付	令和 8 年 2 月 16 日（月）から令和 8 年 2 月 27 日（金）17 時まで
質疑書に対する回答	令和 8 年 3 月 6 日（金）
応募受付期間	令和 8 年 3 月 9 日（月）から令和 8 年 3 月 19 日（木）
事業者の決定	令和 8 年 3 月 27 日（金）
駐車場有料化 市民周知期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 9 月 30 日（水）
駐車場運営開始	令和 8 年 10 月 1 日（木）

10 応募手続き等

(1) 応募の受付

日時：令和 8 年 3 月 9 日（月）から令和 8 年 3 月 19 日（木）

土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁日の 9 時から 12 時まで
、12 時 45 分から 17 時 30 分までとする。

場所：枚方市役所中部別館 2 階 土木部 公園みどり課
（枚方市東田宮 1 丁目 2 番 1 号）

応募者は、受付期間内に応募に必要な書類を受付場所へ直接持参すること。

郵送、FAX、Eメール等による申込みは不可とする。

(2) 応募に必要な書類

- ① 応募申込書（様式①）
- ② 誓約書（様式②）
- ③ 駐車場管理運営実績報告書（様式③）及び運営実績を証明する書類（写し可）
- ④ 企画提案書（様式④）
- ⑤ 発行後3ヶ月以内の商業登記簿、または法人登記簿謄本（原本）
- ⑥ 発行後3ヶ月以内の印鑑証明書、または印鑑登録証明書（原本）
- ⑦ 発行から3ヶ月以内の税証明書（原本）

国税は、申告所得税、または法人税及び消費税について未納税額がないことを証明する納税証明書、地方税は、枚方市における完納証明書を提出すること（他の市町村の場合は提出不要）。

- ⑧ 応募者の会社または法人概要（パンフレット等）及び担当者の名刺

※ 応募に必要な様式等は、以下のホームページからダウンロードすること。

● 枚方市ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp>

「駐車場事業者募集」で検索

(3) 現地見学

事前の申し込みにより、現地見学の機会を設ける。

- ① 日程：令和8年2月20日（金）
現地見学会は東部公園のみとし、時間帯は、10時から12時、13時から16時のうち、20分を限度とする。
- ② 人数：1応募者当り3名以内とする。
- ③ 申込：令和8年2月18日（水）12時まで、Eメールにて現地見学申込書（様式⑥）を送信の上、その旨電話連絡すること。
枚方市役所 土木部 公園みどり課
送信先：park5@city.hirakata.osaka.jp
電話 072 - 841 - 1404
- ④ 通知：令和8年2月19日（木）12時までに現地見学通知書（様式⑦）をEメールにて個別送信する。なお、同日17時までにEメールが届かない場合は、電話にて問い合わせること。

(4) 質疑の受付

締切日時：令和8年2月16日（月）から令和8年2月27日（金）17時まで 本募集要項の内容に関して質疑がある場合は、質疑書（様式⑤）によりEメールで提出すること。電話・FAX・口頭による質疑は不可とする。なお、質疑は、「3. 応募資格要件」に示す要件をすべて備えた事業者からのみ受け付ける。

※ 質疑に必要な様式は、以下のホームページからダウンロードすること。

● 枚方市ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp>

「駐車場事業者募集」で検索

● 質疑送信先：park5@city.hirakata.osaka.jp

(5) 質疑に対する回答

令和8年3月6日（金）17時までに、質疑とそれに対する回答を枚方市ホーム

ページに掲載する。なお、再質疑は受け付けないものとする。

(6) 応募に当たっての留意事項

- ⑤ 応募及び設置許可の手続きに関する一切の費用については、応募者の負担とする。
- ⑥ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。なお、提出書類は、今回の事業者選定以外の目的には使用しない。
- ⑦ その他、この募集要項に記載のない事由が発生した場合は本市及び事業者の双方で協議を行い決定する。

1 1 事業者決定後の日程

(1) 設置許可申請書の提出

令和8年5月29日(金)までに提出すること。なお、設置許可申請者は、応募申込書に記載された名義人に限る。

(2) 設置許可書の交付

令和8年8月31日(月)までに設置許可書を交付予定。

(3) 設置許可使用料の納入

設置許可書の交付後、本市が発行する納入通知書により設置許可使用料を納入すること。なお、一度納付された設置許可使用料は還付しない。

初年度においては、機器等の整備(工事着工)から年度末までの期間を日割り計算し、設置許可使用料を納入すること。

設置許可使用料は、年度ごとに当該年度分を本市が指定する期日までに納入すること。

(4) 精算機等の設置(2公園共通)

令和8年8月31日から令和8年9月30日までの間に駐車場管理に必要な機器、看板等の設置工事を実施すること。なお、整備工事については、利用台数が少ない平日に実施すること。

1 2 設置許可の取消しと辞退

次のいずれかに該当する場合は、対象駐車場の設置許可の取消しを行うことがある。また、設置許可の辞退を希望するときは、令和8年8月31日(月)までに本市に書面で申し出ること。

- (1) 公用または公共用に供するために必要が生じたとき。
- (2) 事業者が設置許可の条件に違反したとき。
- (3) 正当な理由なく、指定する期日までに設置許可使用料を納入しなかった場合や、事業者の資金事情の変化等により対象駐車場の整備・管理運営の履行が確実でないとして本市が判断した場合。
- (4) その他、法令に違反するなど著しく社会的信用を損ない、事業者として相応しくないとして本市が判断した場合。